

# 製造3分野（素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業）の統合 と今後の対応について

令和4年4月1日

令和4年4月26日 更新

## 1. 現状（在留資格認定証明書交付の一時停止）について

産業機械製造業分野における特定技能1号外国人数は、令和4年2月末現在で5,400人との数値が公表され、受入れ見込数（5,250人）を超える状況となっています。

このため、4月1日、出入国管理及び難民認定法第7条の2第3項に基づき、法務大臣に対して在留資格認定証明書の一時的な交付停止を求め、同日、同条第4項により、法務大臣により、在留資格認定証明書の一時的な交付停止がなされました。

\*在留資格認定証明書の一時的な交付停止措置の後であっても、特定技能1号への在留資格の変更及び在留期間の更新については、これまでと同様に、必要な要件を満たしていれば、引き続き許可されます（在留諸申請に係るお問合せは、最寄りの地方出入国在留管理官署に御連絡ください。）。

## 2. 製造3分野の統合について

製造3分野（素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野）については、制度の活用が進む中で、1事業所で複数の分野による受入れが増えており、事業者や業界団体からは、分野毎の受入れ手続きが煩雑かつ事務負担が大きいとして、一本に統合することで、手続きを簡素化してほしいとの要望や意見が寄せられておりました。

これらを踏まえ、より実態に則した運用となるよう、製造3分野を統合し「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」とすることについて、本日、閣議決定されました。

関係省令等が施行されましたら、改めてお知らせいたします。

\*今後、関係省令・告示の施行をもって、「産業機械製造業分野」を対象としてなされた在留資格認定証明書の一時的な交付停止措置は失効し、産業機械を製造している事業所を含め現行の製造3分野に該当する事業所におい

ては、「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」として特定技能外国人の受入れが可能となります。

\*なお、現に「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」へ入会済みの事業者及び入会手続き中の事業者においては、今回の製造3分野の統合に伴う再度の入会手続きは不要です。

### 3. 受入れ見込数の見直し

各特定産業分野における受入れ見込数については、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（平成30年12月25日閣議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、大きな経済情勢の変化が生じない限り、1号特定技能外国人数の上限として運用されることになっています。

本日、公表された出入国在留管理庁の資料によれば、【コロナ禍は「産業機械製造業分野」に限らず、全ての特定産業分野に影響を与えているものと考えられることから、基本方針4（4）に基づき、分野所管省庁に対し、各分野の受入れ見込数の精査をお願いする予定です。】とされており、今後、受入れ見込数の精査に向けた検討が進められる予定です。